

平成19年11月29日
名古屋植物防疫所

名古屋植物防疫所発注者綱紀保持委員会（第1回）の概要について

◎発注者綱紀保持委員会の設置について

農林水産省では、最近の談合問題の発生に鑑み、今般、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することを目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）を制定しました。

この中で、本省と地方支分部局に、不当な働きかけの調査分析や公表等について調査審議を行う「発注者綱紀保持委員会」を設置することとされました。

当所については、9月1日に「名古屋植物防疫所発注者綱紀保持委員会」を設置し、11月29日に第1回の委員会を開催しました。（議事概要は下記のとおり）

記

名古屋植物防疫所発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要

日 時 平成19年11月29日（木）10：30～11：20

場 所 名古屋植物防疫所所長室

出席者 所長、庶務課長、総括及び本船貨物・種苗担当統括植物検疫官、コンテナ貨物担当統括植物検疫官、庶務課課長補佐、管理係長

概 要

1. 発注者綱紀保持委員会設置の趣旨について説明
2. 発注者綱紀保持規程の概要について説明
3. 発注者綱紀保持研修の実施方針について決定（別添1）
4. 発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知方針について決定（別添2）
5. 次回の開催予定について決定

（次回委員会は、平成20年第4四半期に開催する予定だが、必要が生ずれば随時開催）

発注者綱紀保持研修の実施方針について

8月3日に開催された「第1回農林水産省発注者綱紀保持委員会」において発注者綱紀保持規程第14条の規定に基づく研修の実施方針が定められたところである。また、これを受けて同条第2項に基づく、研修、講習等の企画立案する者に対する研修が10月19日官房経理課主催で行われ、庶務課課長補佐が参加いたしました。

当所において実施することとされた研修内容は下記のとおりである。

◎施設等機関及び地方支分部局が実施する研修等

- (1) 当該機関の発注者綱紀保持担当者による研修等
- (2) 必要に応じて大臣官房経理課職員による研修

発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知方針について

1. 横浜植物防疫所ホームページに、「事業者の皆様へ」「名古屋植物防疫所発注者綱紀保持委員会設置要領」「委員会の議事概要」を掲載する。
2. 以下の内容を、入札公告に掲載を行う。併せて、発注窓口にチラシを備え付け、関係業者に周知徹底する。
 - ・農林水産省においては、発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を行っていること
 - ・不当な働きかけを受けた場合においては、ホームページに公表すること